解散公告（第二回）

当法人は、令和八年一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月三日

東京都千代田区神田富山町二八番地田澤神田ビル四Ｆ　税理士法人髙木会計事務所

清算人　西澤　克郎

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年八月十八日開催の理事会の決議及び評議員会の決議並びに東京都知事の認可により令和七年十二月二十二日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月三日

東京都足立区古千谷本町二丁目一二番一八号

学校法人浄円学園

清算人　大島　康裕

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月三日

川崎市川崎区小田五丁目二八番一五号

医療法人社団熊谷医院

清算人　荻野　佳子

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年十二月十日開催の解散大会の決議により、令和八年一月三十一日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月三日

新潟県小千谷市千谷甲三〇〇〇番地

ＪＳファンダリ労働組合

代表清算人　須田　貴幸

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月十九日大阪府知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月三日

大阪府和泉市府中町三丁目五番一四号

医療法人カワイ歯科

清算人　河合　博

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年九月三十日開催の社員総会の決議並びに島根県知事の認可により、令和八年一月十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月三日

島根県邑智郡邑南町市木七一八番地四

医療法人社団上田医院

清算人　上田　敏明

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年六月十八日開催の社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和七年十二月四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月三日

福岡市中央区大名二丁目四番三〇号西鉄赤坂ビル八Ｆ

医療法人ストレスケア義村クリニック

清算人　義村　勝

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年十二月三十一日を以て解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月三日

山口県周南市大字大向一三四七番地の一

農事組合法人みらい向の里

清算人　隅　哲也

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十月十八日をもって、責任役員の定数の全員の同意により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月三日

香川県仲多度郡まんのう町帆山一七七番地

正圓寺

清算人　岩倉　節夫

配当公告

名古屋市千種区今池南三二番一九号

破産者　トラスト工房株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所令和六年（フ）第六〇三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二、三三五、四五八、六五七円

（内一般破産債権

二、三三一、九二〇、二五二円）

一、配当をすることのできる金額

金二一〇、二〇七、三二四円

（内一般破産債権二一〇、二〇七、三二四円）

令和八年二月三日

名古屋市中区丸の内一丁目一五番九号スガキコ第二ビル一〇階平井綜合法律事務所

破産管財人　弁護士　平井　朝